



沖地最審第9号
令和5年8月30日

沖縄労働局長
西川 昌登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月31日付け沖労発基0731第5号をもって貴職から
諮問のあった沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定について、慎重に
審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

(別紙)

次の沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金を廃止決定の官報公示の前日限り
廃止すること。

1 適用する地域
沖縄県の区域

2 適用する使用者
前号の地域内で清涼飲料製造業、酒類製造業、これらの産業において管
理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通
じての主要な経済活動が清涼飲料製造業又は酒類製造業に分類されるもの
に限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 686円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当